

【てびき】

北区中規模小売店舗出店等に係る 環境保全に関する届出

令和2年4月改訂版

北区地域振興部産業振興課

目次

はじめに	1
解 説	2
届出の流れ	5
要 綱	6
届出書	9
変更届出書	1 1
説明会報告書	1 2
廃止届出書	1 3
実施要領	1 4

はじめに

平成12年6月1日に施行された『大規模小売店舗立地法（以下、立地法）』は、店舗面積1000㎡を超える大規模小売店舗の出店に伴う周辺生活環境について設置者が配慮すべき事項を定めたものです。

しかし、北区における住宅状況や道路・交通実態を考慮すると、1000㎡以下の店舗であっても、周辺の駐車・駐輪・交通渋滞・騒音など環境に及ぼす影響が予測されるため、店舗面積500㎡を超え1000㎡以下の小売店舗を「中規模小売店舗」と位置づけ新設等を行う場合の手続きを定める「北区中規模小売店舗出店等に伴う周辺環境保全に関する要綱」（以下、北区要綱）を制定しています。

この要綱は出店予定地の近隣住民の方々との環境問題に関する紛争を未然に防ぎ、十分理解が得られるよう説明会の開催や必要に応じてまちづくり等について区と協議をさせていただくことを主目的としております。

対象となる店舗の設置者並びに関係者の皆様のご理解とご協力により、良好な近隣関係を保ち、地域のまちづくりと生活環境の保全が図られることをお願いいたします。

※この要綱に規定していない詳細部分については、立地法の規定を参考に、協議を行います。

1. 用語の説明

(1) 中規模小売店舗

一の建物で小売業を行い、新設等により店舗面積が500㎡を超え1000㎡以下となる小売店舗

(2) 新設等

以下の場合を「新設等」と定めます。

- ア. 建物を建設し、店舗を新設する場合
- イ. 500㎡以下の店舗が店舗面積を増加する場合
- ウ. 既存の建物の全部又は一部の用途を変更することにより小売店舗となる場合
- エ. 既存店舗が店舗面積の増加及び閉店時刻の繰り下げを行う場合

(3) 深夜営業

午後11時～翌日午前6時までの間の営業。

(4) 店舗面積

立地法第2条第1項に規定する床面積に準ずる。

<参考>～この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される面積をいう。～（大規模店舗立地法第2条第1項）

(5) 設置者

中規模小売店舗を新設する者及び設置している者（建物の所有者）。

(6) 近隣住民

出店予定地半径300mの範囲及び区が必要と認めた範囲に在住・在勤・在学している方。

(7) 既存店舗

この要綱の施行の際（平成12年8月24日）、現に営業をしている店舗面積500㎡を超え1000㎡以下の小売店舗。

(8) 廃止

中規模小売店舗の店舗面積の合計を減少により500㎡以下とする場合及び店舗を廃止する場合。

2. 設置者の届出

中規模小売店舗の新設等を行う設置者は、当該店舗の建築確認申請の3月前、あるいは建築確認申請の必要がない場合は出店予定日の5月前までに届出書（9・10頁 第1号様式）を、区に提出していただきます。

<届出内容>

1. 店舗の名称・所在地・店舗面積・敷地面積・建物面積・床面積
2. 新設等の種類
3. 小売業者の氏名又は名称・代表者名・住所・電話番号・取扱い品目
4. 新設等をする年月日
5. 施設に関すること
 - ・駐車場の設置台数・駐輪場の設置台数・荷さばき施設の面積
 - ・廃棄物等保管施設の面積
6. 店舗の運営に関する事項
 - ・開店時刻・閉店時刻・年間休業日数
7. 生活環境等に配慮した事項
 - ・駐車場利用時間帯・荷さばき実施時間帯・搬入搬出車両の稼働時間帯
 - ・交通渋滞防止対策・騒音防止対策
 - ・その他、生活環境等に配慮した事項（バリアフリー・街並みづくり・防災対策等）
8. 添付図面（付近見取図・建物配置図・建物平面図・駐車駐輪場配置図）

なお、届出書の記入にあたっては、「実施要領」（14頁）を参照してください。

3. 届出内容を変更する場合

施設・営業内容など届出事項に変更が生じた場合は、変更届出書（11頁第2号様式）を、すみやかに区に提出していただきます。

4. 深夜営業を行う場合

届出事項の変更のうち、あらたに深夜営業を開始する場合は、開始日の5月前までに変更届出書を、区に提出していただきます。

5. 説明会の開催

届出書を提出した日から2月以内に、近隣住民の方々に対して届出事項が十分理解を得られるように説明会を行っていただきます。状況に応じて追加開催をお願いする場合があります。この際、小売業者の店舗運営に関わる事項等を説明する場合は、必要に応じて、小売業者に同席をしていただくなど協力を得て行ってください。近隣住民向けへの周知は

十分な期間をとってください。なお、業種業態によって、区が周辺生活環境に与える影響がほとんどないと認めるときは、説明会に代えて店舗敷地内の見やすい場所に届出事項を掲示することなどの方法で周知していただきます。

6. 説明会実施報告書の提出

説明会を行った場合は、報告書（12頁 第3号様式）を区に提出していただきます。
概要書（書式指定無し、議事内容の記入。）及び当日配布資料の添付もお願いいたします。

7. 協議

説明会や近隣住民からの要請等により、周辺の生活環境について紛争等が起こることが予測される場合など、区内部の連絡協議会において検討し、設置者と協議をさせていただきますのでご協力ください。

8. 協議結果の公表

区が特に必要があると認めるときは、経緯や協議内容について公表させていただくことがあります。

9. 既存店舗の取扱い

既存店舗については、現在の施設・運営方法のままで営業している場合は手続きの必要はありません。店舗面積の増加と閉店時刻の繰り下げを行う場合、周辺環境への影響が予測されるため、この要綱に基づく手続きを行っていただきます。

この場合（廃止の場合を除く）、設置者は届出書（第1号様式）を、変更する日の3个月前に区へ提出していただきます。

10. 廃止の届出

店舗面積の減少により500㎡以下とする場合及び店舗を廃止する場合は、届出書（12頁 第4号様式）を速やかに区に提出していただきます。

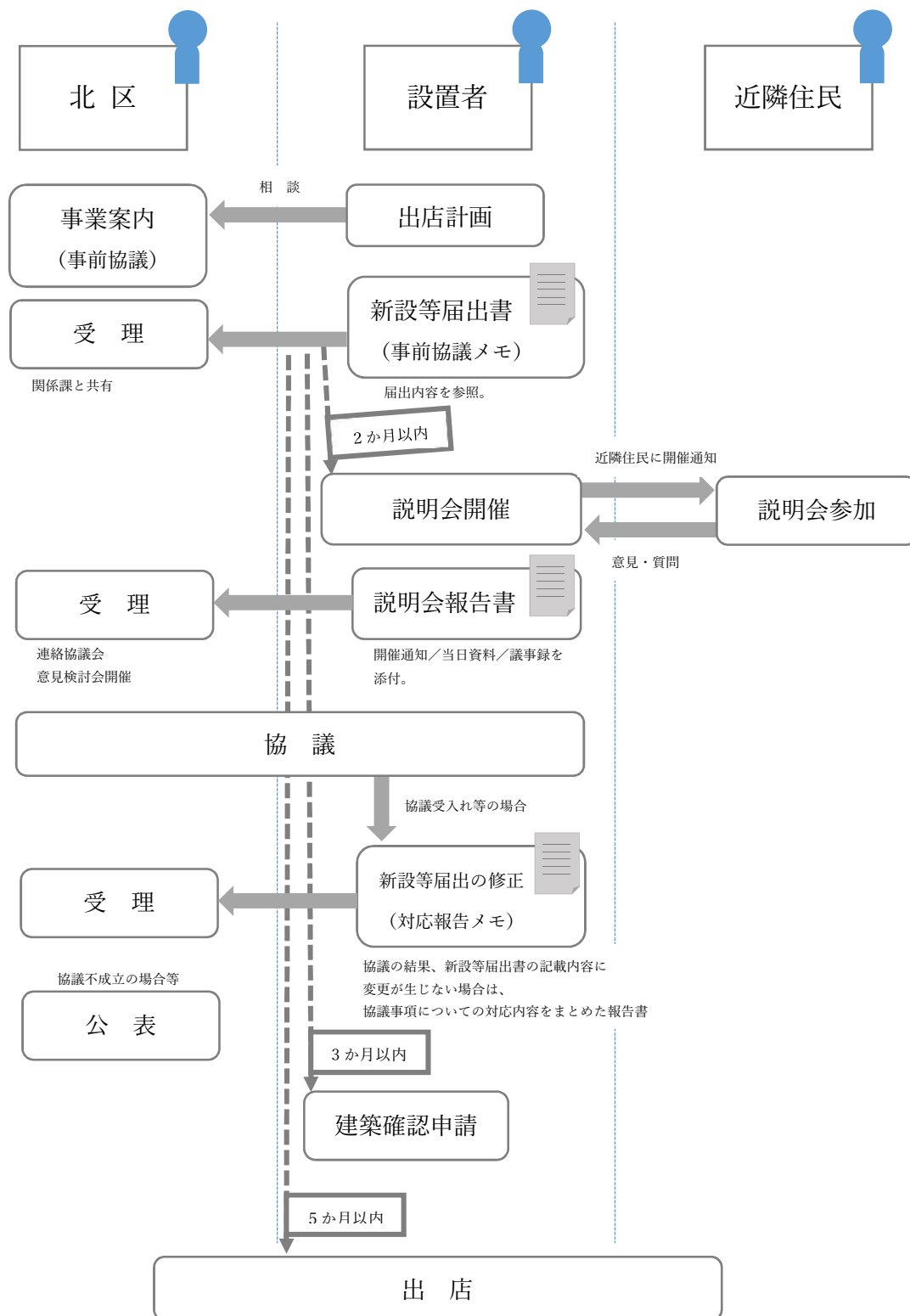
届出先 地域振興部産業振興課 商工係

〒114-8503 北区王子1-11-1北とぴあ11階

TEL 5390-1235 FAX 5390-1141

※その他、北区の条例・指導要綱に基づく、手続きが必要な場合がありますので、申請にあたっては、関係各課とご相談ください。

北区中規模小売店舗出店等に関する届出の流れ図



北区中規模小売店舗出店等に伴う周辺環境保全に関する要綱

12北地産第402号平成12年8月24日区長決裁

一部改正14北地産第1133号平成15年3月28日区長決裁

一部改正31北地産第3386号令和2年3月27日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は北区内の中規模小売店舗の出店に伴い、周辺環境等への影響を事前に把握し、その対策を講ずるための手続きを定めることにより、周辺地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中規模小売店舗 一の建物で小売業を行い、新設等により店舗面積が500㎡を超え1000㎡以下となる小売店舗
- (2) 新設等 以下の場合を「新設等」と定める。
 - ア. 建物を建設し、店舗を新設する
 - イ. 500㎡以下の店舗が店舗面積を増加する場合。
 - ウ. 既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより小売店舗となる場合。
 - エ. 既存店舗が店舗面積の増加及び閉店時刻の繰り下げを行う場合
- (3) 深夜営業 午後11時～翌日午前6時までの間の営業をいう。
- (4) 店舗面積 大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号）第2条第1項に規定する床面積
- (5) 設置者 中規模小売店舗を新設する者及び既に設置している中規模小売店舗の変更又は廃止を行う者で、建物の所有権を有する者をいう。
- (6) 近隣住民 設置予定地半径300mの範囲及び区が必要と認めた範囲に居住する者及び勤務・在学する者
- (7) 既存店舗 この要綱の施行の際、現に営業をしている店舗面積500㎡を超え1000㎡以下の小売店舗
- (8) 廃止 中規模小売店舗の店舗面積の合計を500㎡以下とする場合

(設置者の配慮事項)

第3条 設置者は中規模小売店舗の施設の設置及び運営にあたり、地域のまちづくりとの整合を図るとともに、周辺環境等への影響に関する予測を十分に行い、生活環境を保全するよう配慮し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(設置者の届出)

第4条 設置者は、中規模小売店舗の新設等を行う場合、当該店舗の建築確認申請の3月前、あるいは建築確認申請の必要がない場合は出店予定日の5月前までに別途定める事

項を記載した届出書（第1号様式）を、区長に提出するものとする。

- 2 設置者は、前項の届出内容に変更が生じた場合は、別途定める事項を記載した変更届出書（第2号様式）を、すみやかに区長に提出するものとする。
- 3 前項の規定のうち、変更によりあらたに深夜営業を開始する場合は、開始日の5月前までに変更届出書を、区長に提出するものとする。

（説明会の開催）

第5条 設置者は、前条の規定による届出をした日から2月以内に、近隣住民に対して説明会を行い、届出事項が十分理解を得られるよう努めるものとする。

- 2 設置者は、説明会において店舗の運営に関わる事項等を説明する場合必要に応じて、小売業者の協力を得て行うものとする。
- 3 第1項の規定に係わらず、区長が周辺生活環境に与える影響がほとんどないと認めるときは、設置者は店舗敷地内の見やすい場所に届出事項を掲示することなどにより、説明会に代えることができる。

（説明会実施報告書の提出）

第6条 設置者は前条の説明会を行った場合は、別途定める事項を記載した報告書（第3号様式）を区長に提出するものとする。

（協議）

第7条 第5条に規定する説明会及び近隣住民からの要請等により、周辺的生活環境について紛争等が起こることが予測される場合、北区大規模小売店舗立地法等意見検討会設置要綱（平成12年5月31日区長決裁12北地産第173号）第3条に基づく意見検討会及び第6条に基づく連絡協議会において検討し、設置者と協議を行うことができるものとする。

（協議結果の公表）

第8条 区長は前条の規定による協議の結果、特に必要があると認めるとき、その要旨を公表することができる。

（既存店舗の取扱い）

第9条 既存店舗については、店舗面積の増加及び閉店時間の繰り下げ又は廃止を行う場合は、本要綱適用とする。

- 2 前項の規定に該当した場合（廃止の場合を除く）、設置者は第4条に基づく届出書を、変更する日の3月前に区長へ提出するものとする。

（廃止）

第10条 設置者は、中規模小売店舗を廃止する場合は、別に定める事項を記載した届出書（第4号様式）を速やかに区長に提出するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

付則 この要綱は、平成12年9月1日から施行する。
付則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
付則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

北 区 長 殿

住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者名)
電話番号

北区中規模小売店舗新設等届出書

中規模小売店舗を新設等するため、北区中規模小売店舗出店等に伴う周辺環境保全に関する要綱第4条1項の規定により、下記事項を届け出ます。

記

1. 店 舗

- ・名 称
- ・所在地
- ・店舗面積 m^2
- ・敷地面積 m^2 ・建築面積 m^2 ・床面積 m^2

2. 新設等の種類

- ア. 建物を建設し、店舗を新設する。
- イ. 既存の店舗面積を増加する。
- ウ. 既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより小売店舗とする。
- エ. 既存店舗が店舗面積の増加及び閉店時刻の繰り下げを行う場合

3. 小売業者（複数の場合は、「代表外 名」とし名簿を添付）

- ・氏名又は名称
- ・代表者名
- ・住 所
- ・電話番号
- ・取扱い品目

4. 新設等をする日 年 月 日

5. 施設に関すること

- ・駐車場の設置台数 台
- ・駐輪場の設置台数 台
- ・荷さばき施設の面積 m^2
- ・廃棄物等保管施設の面積 m^2

6. 店舗の運営に関する事項

- ・ 開店時刻 時
- ・ 閉店時刻 時
- ・ 年間休業日数 日

7. 生活環境等に配慮した事項

- ・ 駐車場利用時間帯 時～ 時
- ・ 荷さばき実施時間帯 時～ 時
- ・ 搬入搬出車両の稼働時間帯 時～ 時
- ・ 交通渋滞防止対策 別添のとおり
- ・ 騒音防止対策 別添のとおり
- ・ その他、生活環境等に配慮した事項（バリアフリー・街並みづくり・防災対策等）
別添のとおり

8. 添付図面 別添のとおり（付近見取図・建物配置図・建物平面図・駐車駐輪場配置図）

第2号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

北 区 長 殿

住 所
氏 名
（法人にあつては名称及び代表者名）
電話番号

北区中規模小売店舗新設等届出事項変更届出書

年 月 日付に届けた事項について変更するため、北区中規模小売店舗出店等に伴う周辺環境保全に関する要綱第4条第2項の規定により、下記事項を届け出ます。

記

1. 店 舗
 - ・名 称
 - ・所在地

2. 変更する事項
 - （変更前）
 - （変更後）

3. 変更する日 年 月 日

4. 変更する理由

第3号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

北 区 長 殿

住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者名)
電話番号

北区中規模小売店舗説明会報告書

下記のとおり、説明会を開催したので、北区中規模小売店舗出店等に伴う周辺環境保全に関する要綱第6条の規定により報告します。

記

1. 店 舗
 - ・名 称
 - ・所在地

2. 説明会開催を近隣住民に周知した日
年 月 日

3. 説明会を開催した日
年 月 日

4. 開催場所

5. 出席者数（主席者名簿がある場合は添付する）

6. 説明及び質疑応答内容等
別紙 概要書のとおり

第4号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

北 区 長 殿

住 所
氏 名
（法人にあつては名称及び代表者名）
電話番号

北区中規模小売店舗廃止届出書

下記のとおり中規模小売店舗を廃止するので、北区中規模小売店舗出店等に伴う周辺環境保全に関する要綱第10条の規定により届け出ます。

記

1. 店 舗
 - ・名 称
 - ・所在地

2. 廃止前の店舗面積の合計

3. 廃止後の店舗面積の合計

4. 店舗面積の合計が500㎡以下となる年月日
年 月 日

5. 変更する理由

6. 添付図面等 別添のとおり

「北区中規模小売店舗出店等に伴う周辺環境保全に関する要綱」実施要領

12北地産第403号平成12年8月24日部長決裁
一部改正14北地産第1132号平成15年3月18日部長決裁
一部改正24北地産第1359号平成24年5月30日部長決裁
一部改正26北地産第3080号平成27年3月26日部長決裁
一部改正31北地産第3470号令和2年3月31日部長決裁

1 第4条（設置者の届出）関係

(1) 新設等届出書は第1号様式とし、次の事項を参考に記載するものとする。

(施設に関すること)

① 駐車場の設置台数

類似店舗の例を参考に、周辺の交通実態とピーク時の来客自動車台数の予測を基に必要な台数を設置する。

② 駐輪場の設置台数

北区自転車駐車場の設置等に関する指導要綱に基づいた台数を最低限度とし、近隣への駐輪がおこらないよう配慮して設置する。

③ 荷さばき施設の面積

平均的な荷さばき処理時間と同時作業可能な車両台数から算出された処理能力を有する規模とする。

④ 廃棄物等保管施設の面積

北区清掃事務所と協議のうえ、廃棄物の排出量の予測をもとに算出し、必要な規模とする。

⑤ バリアフリー・街並みづくり・防災対策等について

都及び区条例・要綱に該当する場合はそれに従い、該当しない場合は対策を講じている事項を記載する。

(生活環境等に配慮した事項)

① 駐車場利用時間帯・荷さばき実施時間帯・搬入搬出車両の稼働時間帯の設定にあたっては、周辺への騒音に対して十分配慮する。

② 交通渋滞防止対策は、周辺環境に配慮した誘導計画、整理員の配備計画等を立てるように努める。

③ その他営業時における騒音防止対策を講じる。

(2) 変更届出書は第2号様式によるほか、前項の各号に定める事項のうち変更内容に関連する事項を記載した書類を添付する。

(3) 新設等届出書及び変更届出書の届出先は、地域振興部産業振興課とし、提出部数は正本1部、副本10部とする。

2 第5条（説明会の開催）関係

(1) 設置者は、説明会の日時、場所について、近隣住民に漏れなく周知するよう努める。

(2) 設置者は、都及び区の他の条例、要綱に基づく説明会を開催する場合で、当該説明会が北区中規模小売店舗出店等に伴う周辺環境保全に関する要綱（平成12年8月24日12北地産第402号区長決裁）に掲げる要件を満たすときは、これに基づく説明会とみなすことができる。

3 第6条（説明会の報告）関係

説明会報告書は第3号様式とし、届出先は地域振興部産業振興課、提出部数は正本1部、副

本1部とする。

4 第7条（協議）関係

(1) 意見検討会及び連絡協議会の検討結果をもって、地域振興部産業振興課を窓口として、協議事項に関する関係課の協力を得て設置者との協議を行う。

(2) 連絡協議会構成員の役割は以下のとおり

企画課	基本計画に関すること。
産業振興課	窓口受付・協議・各所属の意見とりまとめ・その他に関すること。
北区清掃事務所	リサイクル及び廃棄物の管理に関すること。
環境課	騒音・悪臭等の公害対策全般に関すること。
都市計画課	都市計画・街並みづくりに関すること。
建築課	駐車場施設・荷さばき施設その他建物に関すること。
施設管理課	駐輪場・交通渋滞に関すること。 当該地域所轄警察署との連絡調整
道路公園課	周辺道路に関すること。
その他の課	バリアフリー・防災対策等案件に応じた事項

5 第10条（廃止）関係

廃止届出書は第4号様式とし、届出先は地域振興部産業振興課、提出部数は正本1部、副本1部とする。

付 則 この要領は、平成12年9月1日から施行する。
 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
 この要領は、平成24年5月30日から施行する。
 この要領は、令和 2年4月 1日から施行する。